

国民健康保険、後期高齢者医療制度の第三者行為による被害届

交通事故など第三者（自分以外）の行為が原因で負傷等をした場合、加害者が被害者の医療費を負担したくのが原則です。この場合、被害者が保険証を使うときには法令に基づき届け出が必要です。

国民健康保険や後期高齢者医療にご加入の方で、第三者行為により負傷等をし、保険証を使用する（使用した）場合は、速やかに町民税務課へご連絡ください。

○第三者行為とは

- ・相手がいる交通事故
- ・他人の犬に噛まれた、他人に殴られたなど

○このような場合も届け出が必要です

- ・誰かが運転する車に同乗中の自損事故
- ・ご自身の過失が大きい事故
- ・相手が不明の事故

○保険証が使えないとき

- ・業務上の負傷や病気（労災保険の対象となります）
- ・相手と取り決めや示談をしてしまった場合（示談内容によりま

す）

・けんかや泥酔による傷病等

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

介護保険認定者の障害者控除対象者認定書の交付

12月時点で介護認定を受けている65歳以上の方のうち左記要件に該当する方は、障害者手帳をお持ちでなくても障害者控除対象者認定書が交付されることで、所得税と住民税の障害者控除を受けられます。

○要件 主治医意見書に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準がII以上の方、または、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準がA以上の方

○お申し込み

対象者の介護保険被保険者証と申請者の本人確認書類を持参し、の番窓口へお申し込みください。

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G

☎(84)0006 (直通)

2025年農林業センサスを実施します

農林業センサスは、5年に一度実施している我が国の農林業・農村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

1月中旬から各行政区の統計調査員が農家の方を訪問し、調査票を配布しますので、ご協力をお願いします。

○実施スケジュール（予定）

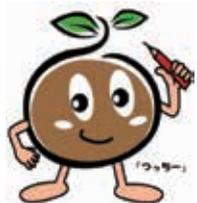
1月中旬 調査員は調査票配布
↓
2月1日現在 調査票記入
↓
2月上旬 調査員が調査票を回収

※インターネットを利用して調査票の回答が可能です。

○お問い合わせ

まちづくり戦略課 政策G

☎(84)1111 (内線212)



農林業センサス